

環境活動レポート

平成 29 年度

(平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日)

作成日 平成 29 年 9 月 22 日



Tokan Recycle

東関リサイクル株式会社

1

【 目 次 】

1. 環境方針	3
2. 認証内容	4
3. 事業活動の概要	4
4. 環境目標及びその実績	6
5. 環境活動計画の内容と取組結果の評価及び今後の取組	7
6. 関連法規への違反、訴訟の有無	8
7. 代表者による全体評価と見直しの結果	9
8. 環境活動の紹介	9

1. 環境方針

【基本理念】

東関リサイクル株式会社は建設工事、解体工事などで発生する廃木材を中間処理し、木材チップをバイオマスボイラー用燃料チップやパーティクルボード原材料として出荷しています。「捨てるものを使える再資源に」のスローガンのもと社会に貢献し、社員が誇りと満足を得る企業となります。

【行動指針】

1. 当社の事業活動において、廃棄物の再資源化の取組みを最重要課題として認識し、自ら責任を持ち、社員一丸となって環境との共生・調和に配慮した事業活動に取組み、環境負荷を継続的に削減していきます。
2. 事業活動において、環境関連法規とその他要求事項を遵守します。
3. 重点活動テーマを下記の通り設定し、環境改善への効果的な取組みをします。
 - ①工場内の電気使用のあり方を見直し、節電する。
 - ②工場内の重機関係の燃料使用を削減する。
 - ③入荷木くず中の廃プラ類の混入を減らすため、納入先へ注意喚起する。
 - ④水使用量を削減する。
 - ⑤事務所の節電、ごみ分別、節水に努める。
 - ⑥グリーン購入を推奨し、環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を購入する。
 - ⑦パーティクルボード原料となる木質チップの出荷割合増加に努める。
4. 環境方針について、社内教育および意識啓発の掲示物などにより、全従業員の理解を深めるとともに、活動意欲の向上を図ります。

—この環境方針は、社内外に公表します—

平成17年12月26日 制定

平成21年 9月 1日 改定

平成23年 9月 1日 改定

平成26年 7月 2日 改定

東関リサイクル株式会社
代表取締役 石井 大介

2. エコアクション 21 認証内容

- ①認証・登録事業者：東関リサイクル株式会社
- ②事業活動：産業廃棄物中間処理業(木くず)、一般廃棄物処理業(剪定枝)および木くずを原料とするリサイクル製品の製造・販売
- ③対象事業所：本社・八街工場

3. 事業活動の概要

- ①代表者氏名：代表取締役 石井 大介
- ②役員：執行役員 三浦 啓一
- ③所在地：千葉県八街市八街に 292 番
- ④環境管理責任者：執行役員 三浦 啓一
- ⑤連絡担当者：木村 美穂
TEL 043-443-1034
FAX 043-443-7444
- ⑥事業概要：産業廃棄物中間処理業(木くず)、一般廃棄物処理業(剪定枝)および木くずを原料とするリサイクル製品の製造・販売

⑦会社沿革

- 昭和 55 年 11 月 東関リサイクル株式会社 設立
- 平成 9 年 11 月 産業廃棄物処分業許可 取得
- 平成 12 年 6 月 廃棄物再生事業所登録証明書 取得
- 平成 17 年 12 月 剪定枝の再生利用一般廃棄物処理者指定書 取得
- 平成 18 年 9 月 エコアクション 21 認証

⑧事業内容：

- 【法人設立年月日】 昭和 55 年 11 月 19 日
- 【資本金】 15,000,000 円
- 【売上高】 3.1 億円 (平成 29 年度)
- 【従業員数】 13 人
- 【処理実績】 44,737 t (平成 29 年度)

【中間処理業の内容】

許可の内容

- 許認可番号：① 千葉県 産業廃棄物処分業許可<第 1220050937 号>
許可年月日 平成 9 年 11 月 5 日
有効期限 平成 29 年 11 月 4 日
種類 木くず
- ② 千葉県 廃棄物再生事業者登録証明書 <第 54 号>
登録年月日 平成 12 年 6 月 8 日

事業内容 木くずの再生

③ 八街市 剪定枝の再生利用一般廃棄物処理者
指定書<第 92 号>

指定年月日 平成 17 年 12 月 27 日

④ エコアクション 21<第 0001038 号>

認証・登録日 平成 18 年 9 月 19 日

有効期限 平成 30 年 9 月 18 日

施設等の状況

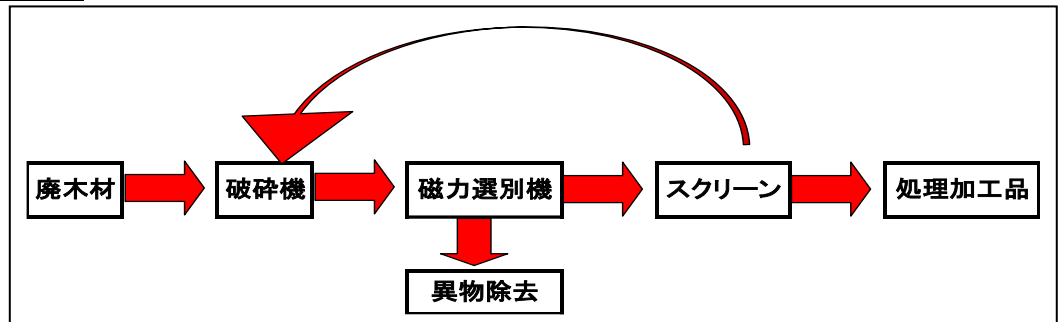
工場の延べ床面積 : 5,861.65m²

処理する産廃の種類 : 木くず

処理能力 : 150 t / 日

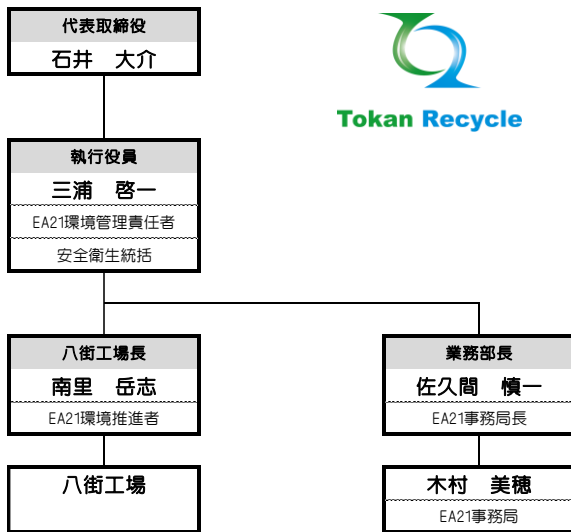
処理方式 : 破砕

処理工程図



【組織図】

東関リサイクル株式会社 組織図



4.環境目標及びその実績

(平成28年9月～平成29年8月)

活動項目		年度	26年度	27年度	28年度	29年度			30年度	
			基準値	実績	実績	目標	実績	評価	目標	
I	① 電気使用量の削減	工場の電気使用量	kWh/年	477,430	480,581	546,358	470,269	512,059		467,881
		(生産量1tあたり使用量)	kWh/t	10.30	10.36	10.74	10.15	11.45	×	10.09
		二酸化炭素排出量(工場) A	kg-CO ₂ /年	250,651	252,305	282,684	246,891	268,831		245,638
		事務所の電気使用量	kWh/年	7,052	7,392	5,240	6,946	6,469		6,911
		二酸化炭素排出量(事務所) B	kg-CO ₂ /年	3,702	3,881	2,751	3,646	3,396	×	3,628
		二酸化炭素排出量(電気小計) A+B	kg-CO ₂ /年	254,353	256,186	285,435	250,538	272,227		249,266
	② 燃料使用量の削減	重油使用量の削減	L/年	94,000	84,000	94,000	92,590	95,000		92,120
		(生産量1tあたり使用量)	L/t	2.02	1.81	1.80	2.0	2.12	△	2.0
		二酸化炭素排出量(重油) C	kg-CO ₂ /年	254,740	227,640	254,740	250,919	257,450		249,645
		軽油使用量の削減	L/年	875	894	895	862	1,141		858
		(生産量1tあたり使用量)	L/t	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	×	0.02
		二酸化炭素排出量(軽油) D	kg-CO ₂ /年	2,296	2,346	2,348	2,262	2,994		2,250
		二酸化炭素排出量(燃料小計) C+D	kg-CO ₂ /年	257,036	229,986	257,088	253,180	260,444	△	251,895
CO ₂ 排出量合計(電気+燃料)		kg-CO ₂ /年	511,389	486,172	542,523	503,718	532,671	×	501,161	
II	事業活動における環境配慮	リサイクル率		100%	100%	100%	100%	100%	○	100%
		原材料チップ及び高品質燃料チップ割合(※注)		39.1%	36.1%	34.6%	40%	34.0%	×	40%
III	廃棄物(混入異物)の削減	kg	66,290	73,820	86,020	65,296	65,600	△	64,964	
IV	水使用量の管理(地下水使用量の削減)	m ³	7,208	7,171	7,156	7,100	7,150	△	7,064	
V	グリーン購入		事務用品などは積極的にエコマーク商品を購入する							
VI	化学物質使用量管理		化学物質は使用しないため該当なし							

CO ₂ 排出量係数	電気	0.525	kg-CO ₂ /kWh
	重油	2.710	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.624	kg-CO ₂ /L

- : 目標達成(1%未満の未達含む)
- △ : 目標未達(5%未満)
- ×

※注 原材料チップとは、パーティクルボード原料となる木質チップをいいます。

5.環境活動計画の内容と取組結果の評価及び今後の取組

環境目標		実施事項	評価	結果の評価・今後の取組	
I	二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減 (CO ₂ の削減) 【目標】 総電気使用量 26年度比 1.5%削減 燃料使用量の削減 (CO ₂ の削減) 【目標】 重油・軽油の使用量 26年度比 1.5%削減	①工場の節電 ・スクリーン掃除の時には、メインコンベアや磁選機を止める。 ・作業時間中の休憩室照明の消灯 ②事務所の節電 ・空調温度を夏は28℃、冬は20℃に設定する。 ・エアコンの使用前に、まず窓の開閉などで温度調節する。 ・誰もいない時は空調・照明を消す ・長時間席を離れる時は、パソコンを消す。	△	原料の生木の処理や在庫削減による燃料材へのシフトにより電気使用量はアップしたが、デマンド値のオーバーは無かった。今後は、更に投入前の前処理を強化し破砕機への負荷量削減の強化を進めて欲しい。
		重機のアイドリングストップをする。 ・ユンボのアクセルレベルをMAX10から7へ変更する。	△	破砕設備への負荷量を削減するため、廃材中の柱材や生木など重機で砕く前処理の頻度が多くなるが、移動距離など引き続き効率的な運転を続けて欲しい。	
II	事業活動に対する環境配慮 【目標】 リサイクル率 100%維持 原材料チップ割合 40%以上	・原材料チップと燃料チップの割合について、原材料チップの割合を上げる。	△	生木を含めた廃材在庫量の削減を方針として進めてきたため原料チップへの生産比率が下がった。今後は原料チップの生産比率を上げるため、良材の選別の強化などあらゆる手段を講じて欲しい。	
III	廃棄物の削減 【目標】 廃プラ排出量 26年度比 1.5%削減	・木くずに廃プラスチックが混入しないように、排出事業者に周知徹底させる。	△	搬入廃棄物の品質に大きく左右されるが、今後とも高品質チップの比率を高めていく必要があり、異物の除去は更に強化して欲しい。	
IV	水使用量管理	・粉塵発生防止のための散水用水確保の上、散水不要時の出しっぱなし防止の徹底。(敷地外排水はせず、敷地内で浄化処理再利用しているが、周辺地域への粉塵飛散防止のため散水量を計測している。)	△	目標達成にはやや届かなかったが、近隣からの粉塵のクレームはなかった。今後とも、付近住民との共生を第一とした粉塵対策を優先して欲しい。また、生産時の粉塵・火災防止策としての散水も十分考慮して欲しい。	
V	グリーン購入	・事務用品などは積極的にエコマーク商品を購入する	○	グリーン商品リスト推奨品を数多く取り扱っている業者で購入するので、商品を選ぶ際にも積極的に選択できる。引き続き、努めてグリーン商品を選ぶようにしていきたい。	
VI	化学物質使用量管理	※化学物質は使用しないため該当なし			

評価 ○:実施事項に取り組み、目標達成できた。
 △:実施事項に取り組んだが、目標達成できなかった。
 ×:実施事項の取り組みができず、目標達成できなかった。

6. 関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用となる主な関連法規

適用する規制基準	適用	遵守	確認	影響・対応・措置
廃棄物・リサイクル対策関係法規				
1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第2条第4項、政令第2条(産業廃棄物) 事業者の責務:法第3条 事業者の処理:法第12条	○	○	○	木くず
2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○	○	再資源化率の向上に貢献する
公害対策関係法規				
3. 騒音規制法 (法令 八街市環境保全条例)	○	○	○	規制基準 昼間 60 デシベル (am8:00~pm7:00)
4. 振動規制法 (法令 八街市環境保全条例)	○	○	○	規制基準 昼間 60 デシベル (am8:00~pm7:00)
5. 悪臭防止法				木くずのみなので悪臭は発生しない
6. 消防法 木材チップ指定可燃物取扱 第4類第3石油類重油少量危険物貯蔵 1,870L	○	○	○	消火器の管理 少量危険物貯蔵規定数量管理
7. 労働安全衛生法	○	○	○	
8. 八街市との協定 公害防止協定	○	○	○	
9. フロン排出抑制法	○	○	○	協力会社が管理確認

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規への違反はありません。また、関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。

7. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 環境方針

基本理念・行動指針を全従業員がきちんと意識し、それに則った行動をとるように徹底する。

(2) 環境目標・活動計画

環境目標、達成手段は適切であり、今後も継続すること。加えて、業務内容・作業手順と、電気使用量等の結果とを照合し、達成できていない項目について、さらに原因究明を行うこと。また、26年度の数字をもとに4年間の中期計画を立てたが、次年度は最終年度であるので、常に効率的に電気や燃料を使用することを心掛けて目標達成を目指すこと。

(3) 環境経営システムの各要素

・取組状況の確認

達成状況の確認と是正策の検討は毎月全体会議の中で行い、目標達成できるように努める。そのために、従業員との情報交換、事務局からの情報発信もこまめに行う。

8. 環境活動の紹介

【クリーン作戦】

工場内、外周の草刈り、工場近辺の道路などのゴミ拾い活動を毎月行っています。活動当初に比べ、ゴミの量は減ってきている。また、近隣の企業の方も清掃活動を始められ、当社に限らず地域全体として、社会貢献につなげていきたいと考えている。

【CO₂削減量確認証】

バイオマス発電用燃料として木質チップを納入した取引先からCO₂削減量認定証(年間削減量2,270t)をいただいた。